

ひとり親家庭等 日常生活支援事業 ご利用ガイド



～事業概要～



福岡市にお住いの母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が日常生活を営むのに一時的に支障が生じている場合、ご自宅に家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図るために必要な支援を行う事業です。

※離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象になりました。

福岡市立ひとり親家庭支援センター

指定管理者：特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

*ひとり親家庭等日常生活支援事業が利用できる場合

- 1.自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など）
- 2.社会通念上必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など）
- 3.生活環境等が激変し、日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合
- 4.乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる（所定内労働時間の就業を除く）など

※①～③の場合は合わせて20回まで、④の場合は20回まで利用できます。

*家庭生活支援員に依頼できること

- 1.家事サポート・・・簡単な食事の準備、住居の通常の掃除、生活必需品の買い物、通常の洗濯、要望がある場合の日常生活における食事や掃除等に関する親への助言や指導
- 2.子育てサポート・・・利用者宅等での乳幼児及び児童の保育と食事の世話等、身の回りの世話、就寝の世話、保育サービスを含む保育園・学童保育への迎え

注）乳幼児の保育と家事サポートを同時に行うことはできません。

*家庭生活支援員に依頼できないこと

- 1.家事サポート・・・大掃除や日常的に行われない家事（網戸や換気扇の掃除、庭の水やりや草むしり等）、仕事（内職を含む）の手伝い、感染症や慢性的な病気のため家事ができない場合の家事、ペットの世話
- 2.子育てサポート・・・戸外での保育、感染症に罹っている子の見守り、送迎のみの利用、所定内労働時間内の子の見守り

*注意事項

・本事業は一時的な支援ですので、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などを除き、年間を通しての継続的な事由は支援の対象になりません。なお、他の手段を考える間の一時的な利用は可能です。

・家庭生活支援員に対して迷惑行為や支援内容以外のお願いを強いることがあった場合、または利用の理由や支援内容が事前の内容と異なる等が判明した場合、それ以降の利用をお断りすることがあります。

・本事業について質問などがある場合は、福岡市立ひとり親家庭支援センターまでお問い合わせください。

申請から利用までの流れ

1. 登録申請・申請窓口

申請窓口

福岡市立ひとり親家庭支援センター 相談室

※事前にご相談の上、必要書類を揃えて来所または郵送で申請をしてください。

登録期間

登録は4月から翌年3月まで有効です。

年度ごとに新たな申請書類の提出が必要です。

必要書類

- (1) 支援員派遣対象家庭登録申請書
- (2) 住所が記載されている公的な書類（住民票、児童扶養手当証書、運転免許証など）
- (3) 就労証明書

※小学生までの児童がいる家庭が、所定労働時間外の就業を理由とする利用（自宅での保育や食事の世話等）をする場合に提出が必要となります。

【負担金の減免を希望する方】

生活保護世帯の場合は保護受給証明書、その他の方は当該世帯の生計中心者の市民税課税・非課税証明書（4月～7月までの間に申請する場合は前年度分）をご提出ください。

4月～7月までに申請された方で8月以降も支援を利用する場合は、当年度分の証明書の提出も必要となります。

2. 支援の利用

① 利用の申込み

電話か来所で、できるだけ詳しい状況や希望する支援内容をお伝えください。

～注意事項～

- ・利用申し込みは、緊急時を除き支援希望日の1週間前までにお申し込みください。
- ・家庭生活支援員が見つからず、派遣ができないこともあります。
- ・利用申し込み後にキャンセルされる場合は、前日の17時までにご連絡下さい。
（負担金がある方は、前日17時以降はキャンセル料が発生します。）

② 支援決定

派遣が決まった場合は、家庭生活支援員の派遣があります。（別途、「福岡市ひとり親家庭等日常生活支援決定について（通知）」が発行されます。）

③ 前日確認

支援日の前日（火曜日利用は前々日）にセンターから依頼者へ電話し、支援内容に変更ないかを確認します。

※保育園や放課後児童クラブへの迎えを依頼された場合は、家庭生活支援員が迎えに行くことを事前に伝えておいてください。

④ 家庭生活支援員の派遣を受ける日

家事サポートについては支援時間中、利用者の立ち合いが必要です。

支援終了時、家庭生活支援員が持参する「支援確認書」の内容（時間数など）を確認の上、利用者署名欄に署名してください。なお、負担金のある方は支援員におつりが出ないようにお渡しください。残業の場合は、勤務先の残業証明書を支援員にお渡しください。

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯		
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については児童数により費用負担が変わる場合があります。

※利用者居宅での子育て支援は生活援助の料金を適用します。

※支援を行うに当たって発生する実費は、利用者にご負担いただきます。

3. 登録内容の変更

登録いただいた住所や連絡先に変更がある場合は、変更の届け出が必要です。

申請・問い合わせ先

福岡市立ひとり親家庭支援センター

（開館時間：平日9時～21時 日祝9時～17時半 月曜休館）

〒810-0074 福岡市中央区大手門2-5-15

TEL：092-715-8805 FAX：092-725-7720